妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

（区域の範囲）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる区域の範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　赤倉地区　新潟県妙高市内国有林上越森林管理署二九林班の一部及び同市大字赤倉、大字田切及び大字田口の各一部

二　戸隠中社地区　長野県長野市大字戸隠字中社の全部

三　戸隠宝光社地区　長野県長野市大字戸隠字宝光社の一部

2　前項各号に掲げる区域の範囲を表示した図面は、環境省並びに新潟県庁及び長野県庁に備え付けて供覧する。

（赤倉地区に係る基準の特例）

第二条　赤倉地区内において行われる自然公園法施行規則（以下「規則」という。）第十一条第二項、第四項又は第六項に規定する行為については、同条第二項中「避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差」とあるのは、「建築基準法施行令第二条第一項第六号に規定する算定方法により算定した高さ」と読み替えて、第二項、第四項及び第六項の規定を適用する。

2　赤倉地区内において行われる規則第十一条第二項に規定する行為については、前項の規定によるほか、同条第二項中「十三メートル」とあるのは、「二十メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3　赤倉地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、第一項の規定によるほか、同項第三号中「十三メートル」とあるのは「二十メートル」と、同項第六号中「こと」とあるのは「こと。ただし、分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅若しくは保養所の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築であつて、総建築面積の敷地面積に対する割合が四十パーセント以下であるものについては、この限りでない」と、同項第九号中「公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路」とあるのは「道路」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4　赤倉地区内において行われる規則第十一条第五項に規定する行為については、同項中「並びに前項第一号及び第二号」とあるのは「、前項第一号及び妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成二十七年三月環境省告示第四十八号）第二条第一項の規定により読み替えられた前項第二号」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5　赤倉地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為（別荘の新築、改築及び増築を除く。）については、第一項の規定によるほか、同条第六項中「並びに第四項第七号及び第九号」とあるのは、「及び妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成二十七年三月環境省告示第四十八号）第二条第三項の規定により読み替えられた第四項第九号」と読み替えて、同項の規定を適用する。

6　赤倉地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為（別荘の新築、改築又は増築に限る。）については、第一項の規定によるほか、同条第六項中「並びに第四項第七号及び第九号から第十一号まで」とあるのは「、第四項第十号及び第十一号並びに妙高戸隠連山国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（平成二十七年三月環境省告示第四十八号）第二条第三項の規定により読み替えられた第四項第九号」と、同項第二号中「割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第二号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「割合が四十パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（戸隠中社地区に係る基準の特例）

第三条　戸隠中社地区内において行われる規則第十一条第二項に規定する行為については、同項中「、既存の建築物の高さ）を超えないもの」とあるのは、「既存の建築物の高さとし、屋根の形態がその周辺の風致と著しく不調和とならないようその勾配を確保するために特に必要と認められる場合にあつては十五メートルとする。）を超えないものであり、かつ、当該建築物が三階建以下のもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　戸隠中社地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「第九号から第十一号まで」とあるのは「第十一号」と、「次のとおり」とあるのは「当該建築物が三階建以下であり、かつ、その高さが十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては既存の建築物の高さとし、屋根の形態がその周辺の風致と著しく不調和とならないようその勾配を確保するために特に必要と認められる場合にあつては十五メートルとする。）を超えないものであること」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（戸隠宝光社地区に係る基準の特例）

第四条　戸隠宝光社地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「第九号から第十一号まで」とあるのは「第十一号」と、「次のとおり」とあるのは「当該建築物が三階建以下であり、かつ、その高さが十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては既存の建築物の高さとし、屋根の形態がその周辺の風致と著しく不調和とならないようその勾配を確保するために特に必要と認められる場合にあつては十五メートルとする。）を超えないものであること」と読み替えて、同項の規定を適用する。

○東北地方整備局告示第五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	青森県三戸郡三戸町大字梅内字沼尻一〇番一から同町大字梅内字蕨久保九〇番一まで	東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月二十七日八時三十分

○東北地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県亘理郡亘理町字先達前三〇番二から同町逢隈鹿島字倉庭八一番一まで	前	二〇・四七～四八・一五メートル	〇・二五四キロメートル
	後	二〇・四七～六〇・〇五	〇・二五四

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日　東北地方整備局長　縄田　正